

祝 成人式 (6)



▲実行委員のみなさん



「前途陽桜 くありがとう
を明日の一步に込めて」
をテーマに1月9日(日)に
アスカル幸手で行われた成
人式では、市内532名の
新成人が大人の門出を迎え
ました。
暖かな初春の日差しが注
ぐ中、振袖やスーツ姿の新



続いてのアトラクション
は、市内中学校を卒業した
実行委員10名が企画・運営
を行っており、恩師ビデオ
レターや抽選会など、工夫
を凝らした催しが繰り広げ



成人が晴やかな表情で会場
に入り、旧友との再会を喜ん
でいました。中には、これま
で成長を見守ってこられた
ご家族も見受けられました。
式典では藤沼鈴美実行委
員長から「感謝の心を大切
にしながら社会人として自
覚・責任ある行動をしたい」
という抱負が読み上げられ
ました。



られ、会場からはときおり
歓声や拍手が起こり、にぎや
かな雰囲気になりました。
最後は、前途洋々な未来
を祈願して参加者全員で三
本締めをしてお開きとなり
ました。



二十歳という人生の節目
に、家族や恩師などお世話
になったみなさんへ感謝す
るとともに、大人になった
責任の重さを感じているよ
うでした。



これから明るい未来に羽
ばたいていく新成人のみな
さんが、今年の干支「兎」の
ように飛躍されることを期
待しています。

問合せ 生涯学習課 ☎(43)
1111 内線643

(7)

「成年後見制度」に関する情報をお届けします

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんやご家族の総合的な相談や支援を行うための専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置しています。

相談・問合せ

◆幸手東地域包括支援センター（ウェルス幸手内） ☎(42)8438・FAX(40)3008

担当地域：権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区

◆幸手西地域包括支援センター（西公民館内） ☎(40)3443・FAX(44)0870

担当地域：幸手・行幸・香日向・長倉・上高野小学校区

こんにちは

地域包括支援センターです

成年後見制度とは

認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の権利や財産を守るための公的な制度です。

▼例えば

- ・離れて暮らす親が認知症の傾向があり、悪質商法などの被害に遭わないか心配
- ・ひとり暮らしで、将来認知症などの病気にならないか心配
- ・お金の管理や契約に自信がない
- ・などの心配がありましたら利用をご検討ください。

制度の主な内容

財産管理（預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などに関する助言や支援）や、身上監護（介護・福祉サービスの利用や施設への入退所の契約、費用支払い、日常生活上の契約などの支援）について、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所の

名 称	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
	後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
対象者 (利用者本人)	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力がある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
同意権 取消権	日常生活に関する行為※以外のすべての行為(取消権のみ)。	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

※日用品の購入（スーパーマーケットなどでの日用品の買い物など）その他日常生活に関する行為。

に選任された後見人（配偶者や親族、法律や福祉の専門家など）がサポートします。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度という制度があり、法定後見制度は利用する人の判断能力の程度に応じて3つの制度にわけられています。

▼費用 10万円前後
※申立て手数料、登記費用、

鑑定費用など。
※後見などが開始された後には報酬がかかります（本人の支払い能力や契約内容によって異なります）。

▼代理権とは

本人に代わり、契約などの法律行為をすることができ権利です。

▼同意権とは

後見人などの同意がないと契約（高額の買い物を含む）が成立しませんので、後見人は契約の事実を知った後でも、同意していないものについては解約できます。

▼利用のしかた

本人、配偶者、四親等以内の親族、市区町村長（身寄りのない高齢者の場合など）、検察官などが、本人の住所地にある家庭裁判所へ申し立てします。

※申立てに必要な書類については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。申立て書類はダウンロードできます。

<http://www.courts.go.jp/saitama/saiban/etuzuki/kouken.html>

詳しくは、下記の相談窓口にお問い合わせください。

Check!!



相談窓口一覧

幸手東地域包括支援センター（高齢者） ☎0480(42)8438
幸手西地域包括支援センター（高齢者） ☎0480(40)3443
幸手市役所介護福祉課高齢福祉担当（高齢者） ☎0480(42)8438
幸手市役所社会福祉課障害福祉担当（障がい者） ☎0480(42)8435
さいたま家庭裁判所久喜出張所 ☎0480(21)0157
埼玉弁護士会（しんらい） ☎048(863)5255
埼玉司法書士会（リーガルサポート埼玉支部） ☎048(845)8551
埼玉県社会福祉士会（ばあとなあ埼玉） ☎048(857)1717
埼玉県社会福祉協議会（権利擁護センター） ☎048(822)1204

埼玉北障がい者生活支援センター

きらら（身体障がい者） ☎0480(26)9753
きらら（知的障がい者） ☎0480(26)4866
たいよう（知的障がい者） ☎0480(93)1101
ふれんだむ（精神障がい者） ☎0480(36)2600
ベルベール（精神障がい者） ☎0480(25)2755